



小規模企業共済の平成24年度 付加共済金の支給率について

平成24年2月
中小企業庁

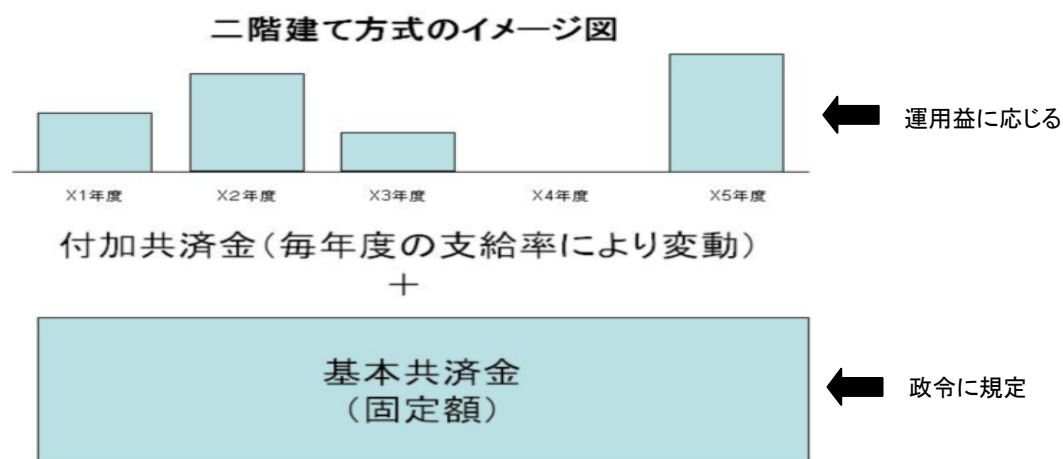
小規模企業共済の平成24年度付加共済金の支給率について

1. 付加共済金について

共済金額については、平成8年4月の改正法施行により、共済金額につき、従来の掛金納付月数に応じて固定的に定める方式が改正され、予定利率に対応する固定額の「基本共済金」に当期の収支状況に応じた「付加共済金」(＋α)を加えた金額とする「二階建て方式」が導入された。

「付加共済金」については、毎年度決定される「支給率」を基に算定されるものであり、脱退時に基本共済金と合わせて支給される。

「支給率」は、小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第7条の規定に基づき、当該年度の前年度末までに経済産業大臣が中小企業政策審議会の意見を聴いて定めることが必要である。



2. 支給率の算定方法

(1) 「支給率の基準となる率」の算定

支給率の基準となる率＝付加共済金原資／假定共済金額等の発生見込総額

①付加共済金に充てるべき額(付加共済金原資)の算定

付加共済金原資は、次のイからロとハを控除し、ニを加えたもの

イ 当該年度の運用収入・掛金収入

ロ 当該年度の共済金等の支払いに充てる額

ハ 当該年度において、次年度以降の共済金等の支払いに充てるため前年度末の責任準備金に積み増す額

ニ 年度末の剰余金(欠損金の場合はマイナス)

②假定共済金額等の発生見込総額の算定

全共済契約者が当該年度に共済事由等が発生したと仮定した場合に支給すべき基本共済金等の総額

(2) 支給率の決定

当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案する。

平成24年度に係る支給率の算定

平成24年度の実給率の基準となる率について（具体的算定）

（1）付加共済金原資の算定

24年度における付加共済金原資の総額は、下記のイ～ニの額により算出され、0円となる。

イ	24年度の運用収入・掛金収入	6,453億円
－	ロ 24年度の共済金等の支払いに充てる額	6,916億円
－	ハ 24年度において、次年度以降の共済金等の支払いに充てるため、前年度末に責任準備金を積み増す額	▲676億円
＋	ニ 23年度末の剰余金	▲8,548億円
		▲8,335億円

平成24年度の実加共済金原資の総額（▲8,335億円）⇒ 0・・・①

※運用収入のうち委託資産については、平成24年1月末時点の時価額を基に、その後変動がないものと仮定し、損益をゼロと試算している。

（2）仮定共済金額等の発生見込総額の算定

仮定共済金額等（※1）の発生見込総額は、平成24年度に基準月（※2）をむかえる全共済契約者の仮定共済金額等に、共済事由等別の将来発生割合を乗じて得た額

●平成24年度の実定共済金等の発生見込総額＝7兆3,881億円・・・②

（※1）仮定共済金等：共済契約者が基準月に共済事由等が発生したと仮定した場合の基本共済金等の額

（※2）基準月：加入後36月又は36月に12月の整数倍の月数を加えた月

（3）支給率の基準となる率の算定

上記（1）及び（2）から、平成24年度の実給率の基準となる率は、

$$\left[\begin{array}{c} \text{平成24年度} \\ \text{の実給率の} \\ \text{基準となる率} \end{array} \right] = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{付加共済金} \\ \text{原資の総額} \end{array} \right] \cdots \cdots 0 \text{ 円} \cdots \cdots \text{①}}{\left[\begin{array}{c} \text{仮定共済金等の} \\ \text{発生見込総額} \end{array} \right] \cdots \cdots 7 \text{ 兆} 3, 881 \text{ 億円} \cdots \cdots \text{②}}$$

よって、平成24年度の実給率の基準となる率 = 0

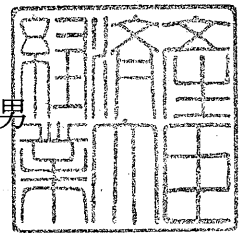
経済産業省

平成24・02・02中第2号

平成24年2月15日

中小企業政策審議会
会長 岡村 正 殿

経済産業大臣 枝野 幸男



中小企業政策審議会に対する諮問について

小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する
政令（平成15年政令第308号）第7条の規定に基づき、平成24年度
に係る支給率について、意見を求めます。

小規模企業共済 付加共済金関連条文

○小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二号)(抄)

(共済金)

第九条 共済契約者に次の各号の一に掲げる事由が生じた場合であつて、その者の掛金納付月数が六月以上のときは、機構は、その者(第一号又は第二号に掲げる事由が死亡によるものであるときは、その遺族)に共済金を支給する。

一 事業の廃止(会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、その会社等の解散)があつたとき(第七条第四項第一号及び第二号に掲げるときを除く。)

二 会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、疾病、負傷又は死亡によりその会社等の役員でなくなつたとき。

三 六十五歳以上で、その共済契約者の掛金納付月数が百八十月以上である共済契約者にあつては、前二号に掲げる事由が生じないで共済金の支給の請求があつたとき。

2 機構が支給すべき共済金の額は、共済契約者の納付に係る各月分の掛金を五百円ごとに順次区分した場合における各区分(以下「掛金区分」という。)に应ずる区分共済金額の合計額とする。

3 前項の区分共済金額は、次の各号に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 三十六月未満 その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額

二 三十六月以上 次のイからハまでに定める金額の合計額

イ その掛金区分に係る掛金納付月数及び第一項各号に掲げる事由に応じ政令で定める金額

ロ 基準月(その掛金区分に係る掛金納付月数が三十六月又は三十六月に十二月の整数倍の月数を加えた月数となる各月をいう。以下同じ。)に第一項各号に掲げる事由が生じたものとみなしてイの規定を適用した場合に得られる金額(以下「仮定共済金額」という。)に、それぞれ当該基準月の属する年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)に係る支給率を乗じて得た金額の合計額

ハ イに定める金額に、第一項各号に掲げる事由が生じた日の属する年度に係る支給率を乗じて得た金額に、その掛金区分に係る掛金納付月数から最後の基準月における掛金納付月数を減じて得た月数を十二で除して得た率を乗じて得た金額

4 前項第二号イの政令で定める金額は、納付された掛金及びその運用収入の額の総額を基礎として、予定利率並びに第一項各号に掲げる事由の発生の見込数及び共済契約の解除の見込数を勘案して定めるものとする。この場合において、当該金額は、次に掲

げる要件を満たすものでなければならない。

一 その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額を上回ること。

二 第一項第一号に掲げる事由により支給される金額が同項第二号及び第三号に掲げる事由により支給される金額以上であること。

5 第三項第二号ロ及びハの支給率は、経済産業大臣が、各年度ごとに、当該年度までの運用収入のうち当該年度において同号ロ又は第十二条第四項第二号ロに定める金額の支払に充てるべき部分の金額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額を、当該年度において基準月を有することとなる掛金区分に係る仮定共済金額又は仮定解約手当金額(同号ロの仮定解約手当金額をいう。)の合計額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、中小企業政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。

6 第三項第二号イの規定に基づき政令を制定し、又は改正する場合においては、政令で、当該制定又は改正前に効力を生じた共済契約のうち当該制定又は改正後に第一項各号に掲げる事由が生じたものに係る共済金の額の算定に関し必要な措置その他当該制定又は改正に伴う所要の経過措置を定めることができる。

○小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成十五年政令第三百八号)(抄)

(支給率に係る特例)

第七条 十年法共済契約、七年法共済契約、旧第一種共済契約又は旧第二種共済契約が締結されている間は、新法第九条第三項第二号ロ及びハの支給率は、同条第五項の規定にかかわらず、経済産業大臣が、各年度ごとに、当該年度までの運用収入のうち当該年度において同条第三項第二号ロ又は新法第十二条第四項第二号ロに定める金額その他経済産業省令で定める金額の支払に充てるべき部分の金額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額を当該年度において基準月を有することとなる掛金区分に係る仮定共済金額又は仮定解約手当金額その他経済産業省令で定める金額の合計額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、中小企業政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。

○中小企業政策審議会令（平成十二年六月七日）（抄）

（部会）

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（議事）

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議決は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

○中小企業政策審議会運営規程（平成十三年一月六日）（抄）

（答申書等）

第六条 会長は、審議会の議決があったときは、遅滞なく、答申書又は建議書を作成するものとする。

（部会の議決）

第十条 部会の議決（不服審査等の審議事項に係るものを除く。）は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）の同意を得て、審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会）の議決とすることができる。